

## 西宮市立運動施設の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立運動施設について、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

位 置	名 称
西宮市枝川町20番15号	西宮市立浜甲子園体育館
西宮市枝川町20番	西宮市立浜甲子園多目的グラウンド
西宮市能登町14番26号	西宮市立能登運動場
西宮市枝川町20番	西宮市立浜甲子園テニスコート
西宮市鳴尾浜1丁目5番地2	西宮市立鳴尾浜臨海テニスコート
西宮市枝川町20番	西宮市立浜甲子園野球場
西宮市鳴尾浜1丁目5番地2	西宮市立鳴尾浜臨海野球場
西宮市津門住江町3番	西宮市立津門野球場
西宮市甲子園浜2丁目7番地	西宮市立甲子園浜野球場

### 2 指定管理者として指定した団体

大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号

奥アンツーカ株式会社

代表取締役社長 奥 洋 彦

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 運動施設（駐車場を除く。）の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する業務
- (2) 運動施設（駐車場を除く。）の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 駐車場の使用料の徴収、減免に関する業務
- (4) 運動施設の使用の制限に関する業務
- (5) 運動施設及び設備の維持管理業務
- (6) その他運動施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

### 4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで